

光ネットサービス（トクシマ移行サービス）契約約款 新旧対照表

旧	新	備考（変更理由）
<p>光ネットサービス（トクシマ移行サービス）契約約款</p> <p><u>2022年4月1日</u></p> <p>株式会社 STNet</p>	<p>光ネットサービス（トクシマ移行サービス）契約約款</p> <p><u>2024年4月1日</u></p> <p>株式会社 STNet</p>	

光ネットサービス（トクシマ移行サービス）契約約款 新旧対照表

旧	新	備考（変更理由）				
<p>(用語の定義) 第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" data-bbox="127 321 1273 426"> <tr> <td data-bbox="127 321 513 426">12 初期契約解除</td> <td data-bbox="513 321 1273 426">当社から送付する契約内容通知書面の受領から一定の期間、光ネットサービス契約者からの請求により、当社の合意なく光ネットサービス契約者の都合のみにより契約解除できること</td> </tr> </table> <p>(光ネットサービス契約者が行う光ネットサービス契約の解約) 第20条 光ネットサービス契約者は、光ネットサービス契約を解約しようとするときは、あらかじめ光ネットサービス取扱所に書面により通知していただきます。 2 前項により、光ネットサービス契約を解約する場合、光ネットサービス契約者が所有又は占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要するときには、光ネットサービス契約者にその復旧に要する費用を負担していただきます。</p> <p>(初期契約解除) 第20条の2 光ネットサービス契約者は、<u>契約内容通知書面</u>を受領した日から起算して8日を経過するまでの間、書面により本契約の解除を行うことができます。この効力は、光ネットサービス契約者が当社が別途定める書面を発した時に生じます。 2 光ネットサービス契約者が、<u>初期契約解除に係る書面を発した場合</u>、当社は本契約の解除までの期間において提供を受けた光サービスの料金を請求いたします。</p> <p>(注意喚起) 第58条の2 <u>当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構が行う特定アクセス行為に係る電気通信の送信先の電気通信設備に関して、同機構が行う、送信型対電気通信設備サイバー攻撃(情報通信ネットワーク又は電磁的方式で作られた記録に係る記録媒体を通じた電子計算機に対する攻撃のうち、送信先の電気通信設備の機能に障害を与える電気通信の送信により行われるサイバー攻撃をいう。以下同じ。)のおそれへの対処を求める通知に基づき、当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃により当社の電気通信役務の提供に支障が生ずるおそれがある場合に、必要な限度で、当該特定アクセス行為に係る電気通信の送信先の電気通信設備のIPアドレス及びタイムスタンプから、当該電気通信設備を接続する光ネットサービス契約者を確認し、注意喚起を行うことがあります。</u></p>	12 初期契約解除	当社から送付する契約内容通知書面の受領から一定の期間、光ネットサービス契約者からの請求により、当社の合意なく光ネットサービス契約者の都合のみにより契約解除できること	<p>(用語の定義) 第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" data-bbox="1374 321 2519 426"> <tr> <td data-bbox="1374 321 1760 426">12 初期契約解除</td> <td data-bbox="1760 321 2519 426">当社からの契約内容通知の受領から一定の期間、光ネットサービス契約者からの請求により、当社の合意なく光ネットサービス契約者の都合のみにより契約解除できること</td> </tr> </table> <p>(光ネットサービス契約者が行う光ネットサービス契約の解約) 第20条 光ネットサービス契約者は、光ネットサービス契約を解約しようとするときは、あらかじめ光ネットサービス取扱所に<u>当社所定の方法</u>により通知していただきます。 2 前項により、光ネットサービス契約を解約する場合、光ネットサービス契約者が所有又は占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要するときには、光ネットサービス契約者にその復旧に要する費用を負担していただきます。</p> <p>(初期契約解除) 第20条の2 光ネットサービス契約者は、<u>契約内容通知</u>を受領した日から起算して8日を経過するまでの間、<u>当社に書面を発することまたは当社所定の方法により通知することにより</u>本契約の解除を行うことができます。この効力は、光ネットサービス契約者が当社が別途定める書面を発した日または<u>通知を完了した日</u>に生じます。 2 光ネットサービス契約者が、<u>初期契約解除を行った場合</u>、当社は本契約の解除までの期間において提供を受けた光サービスの料金を請求いたします。</p> <p>(注意喚起) 第58条の2 <u>当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構がサイバーセキュリティの確保のための措置を十分に講じていないと認められる電気通信設備に関して行う助言及び情報の提供に従って、送信型対電気通信設備サイバー攻撃により当社の電気通信役務の提供に支障が生ずるおそれがある場合に、必要な限度で、当該電気通信設備のIPアドレス及びタイムスタンプから、当該電気通信設備を接続する光ネットサービス契約者を確認し、注意喚起を行うことがあります。</u></p>	12 初期契約解除	当社からの契約内容通知の受領から一定の期間、光ネットサービス契約者からの請求により、当社の合意なく光ネットサービス契約者の都合のみにより契約解除できること	
12 初期契約解除	当社から送付する契約内容通知書面の受領から一定の期間、光ネットサービス契約者からの請求により、当社の合意なく光ネットサービス契約者の都合のみにより契約解除できること					
12 初期契約解除	当社からの契約内容通知の受領から一定の期間、光ネットサービス契約者からの請求により、当社の合意なく光ネットサービス契約者の都合のみにより契約解除できること					

光ネットサービス（トクシマ移行サービス）契約約款 新旧対照表

旧	新	備考（変更理由）
<p><u>附 則</u></p>	<p><u>附 則</u> <u>（実施期日）</u> 1 この改正約款は、2024年4月1日から実施します。</p>	